

# 生保裁判連 ニュース

第七十九号 二〇二三年九月発行  
○発行 全国生活保護裁判連絡会  
○事務局 つくし法律事務所  
(〇七五 二四一 二二四四)

## 山口総会のあつまつ 午前の部

【記念講演】  
県立広島大学志賀信夫准教授「ス  
ティグマを乗り越え、生活保護を当  
たり前の権利に」～貧困理論の視点  
から～

今年、県立広島大学の志賀信夫准教  
授に「スティグマを乗り越え、生活保護  
を当たり前の権利に」～貧困理論の視点  
から～と題してご講演をいただきました。

志賀先生は、「貧困理論」「社会政策」  
をテーマとして研究をされており「貧困  
理論入門・連帯による自由の平等」を昨  
年5月に出版されておられます。また、  
生活保護引下取消訴訟（大阪地裁事件）  
においては原告側証人として証言も行  
っていただきました。

志賀先生は「貧困とはなにか」につい  
て、「絶対的貧困」から「相対的貧困」を  
経て、現代的には「各々の個人が追求し  
たいと考える幸福を追求するための自  
由・権利が欠如・不全しているような生  
活状態」とであると定義されました。これ  
は、貧困でない状態とは「市民として権  
利が保障されている状態」であるとい  
うことであり、肉体的な生存の維持のみで  
はなく社会的生存の維持の両方が維持  
されている状況であるということでした。  
これを達成するには「自己決定」できる



こと（自由を選択できる状態を確保する  
こと）を獲得する必要があるということ  
です。

また、生活保護基準引下取消訴訟にお  
いては、名古屋地裁等が国民感情及び政  
事情を考慮要素としたことを批判され  
ました。志賀先生によれば、世論は差別  
に傾くことがあるという問題があるた  
め「国民感情」ではなく「社会正義」に  
依拠すべきであり、当該判決は財政事情  
により権利が制限されるという主客転  
倒する結果になると指摘されました。ま  
た、生活保護利用者のインタビューをす  
る中で、生活保護利用者の社会参加が阻  
害されていることを再確認し、「食」が満  
たされれば足りるとする名古屋地裁判  
決を、「現実の人間」ではなく「人間II胃  
袋」を見ているものとして批判されまし  
た。

さらに、今後の生活保護問題社会保障  
問題への取り組み課題として、所得の是  
正（脱貧困）から一歩進んで、差別を是  
正し自由の保障（選択肢の保障）を進め  
るべきとの提言をいただきました。

最後に、ベーシックインカム論につい  
ては多くのものが「商品化」された社会  
の場合には一定額の現金給付だけでは  
十分ではなく、医療、福祉、教育、住宅、  
水光熱費等を「脱商品化」することが別  
の選択肢となると提言されました。

「貧困」とはなにか、言い換えれば「貧  
困」ではない状態とはどういう状態か、  
という日頃あまり深くは考えない概念  
について考えを深める機会となりました。

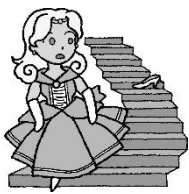


### 【特別報告】 1 山陽小野田市保護廃止事件勝訴 判決報告

生活保護利用世帯の高校生のアルバ  
イト収入について未申告を理由に保護  
廃止された原告が処分の取り消しを訴  
えた事件（後に子は処分前に独立した）  
で、令和4年10月19日山口地裁に勝  
訴判決（確定）が出ました。

本件事件の問題点は世帯主が子の就  
労について認識できなかったにもかか  
わらず認識の有無について十分な調査  
をおこなわなかったこと、子が転出して  
いるのであるから「指導指示義務違反  
（収入の無申告）」が再発する可能性が  
低下したにもかかわらず廃止処分を行  
ったこと、精神疾患を有する原告にとっ  
て保護廃止が死活問題であるにも関わ  
らず保護の再申請の教示を行わなかつ  
たことであり、山口地裁は上記について  
考慮要素不十分として裁量逸脱の違法と  
断じました。

担当の斉藤弁護士は、行政が本件世帯  
主に連帯責任を問うような廃止決定で  
あるとして批判されました。



### 2 鈴鹿市自動車保有事件報告

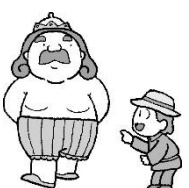
身体障害を原因として自動車保有を  
認められていた生活保護利用者が「運行  
記録指導指示」（運行記録表の提出）を拒

否したことを理由として保護停止処分  
がなされたところ、停止処分の取消訴訟  
とともに執行停止を求め執行停止が認  
容された事件、及び、自動車処分の際  
の見積書提出指導に従わなかったことを  
理由とする保護停止処分に対し取消訴  
訟とともに執行停止を求め執行停止が  
認可された事件について三重の芦葉弁  
護士よりご報告がありました。

前者（係属中の取消訴訟）について、  
鈴鹿市は、保有禁止理由として①交通事  
故の場合の補償や責任問題になること、  
②資産価値、③維持費をあげていますが、  
本件は、任意保険加入済みで、しかも古  
い自動車なので資産価値はなく、維持費  
としては車検費用が問題となる程度で  
あるので保有を否定する理由は薄弱とい  
えます。

後者（係属中の取消訴訟）については、  
通院のための自動車保有が問題となる  
ところ、処分庁は福祉有償運送サービ  
スを利用するよう主張していたところ、原  
告の特性に適合するサービスが無いこ  
とがわかりました。そこで処分庁はタク  
シーの利用を主張していますが、現在三  
重のタクシー会社は業務縮小から回復  
しておらず、夜間の配車が困難であると  
の事情があるとのことでした。

歩行に障害があり、かつ交通資源が乏  
しい地域にお暮らしの生活保護利用者  
は、自動車保有が死活問題です。芦葉先  
生は、一刻も早く勝訴判決を獲得し全国  
に良い影響をもたらしたいとご報告さ  
れました。

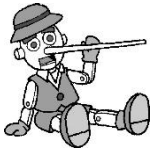


### 3 長洲町世帯認定事件報告

祖父母／孫の世帯（孫は看護学校就学により世帯分離、後に一定の収入が認められた）の世帯分離解除、保護廃止が争われた事例について熊本県弁護士会高木弁護士よりご報告をいただきました。

熊本地裁は、世帯分離の解除について「処分庁に相応の裁量権がふさわしいもの、その判断時における進歩した世帯員の①就学状況、②収入・支出等の経済状況、分離された③保護世帯の状況等に基づき、世帯分離又は世帯分離解除を行うことにより将来的な自立の促進助長に効果的であると認められるかが検討されるべき」「その検討過程ないし結果（判断の内容）が著しく合理性を欠く場合には、裁量権の範囲を逸脱・濫用するものとして違法」であるとして、事件の下では「長期的・俯瞰的な視点からすれば、…世帯分離の時点において、世帯分離を継続することが孫及び原告夫婦の経済的自立に資する状況にあったことは明らか」「処分行政庁の担当者は、…孫の収入の大幅な増加という表層的な現象にもつばら着目したがゆえに、（孫の世帯分離が）経済的な自立助長に効果的である状況が継続しているという視点に欠けるところがあったというべき」として世帯分離解除の検討過程ないし結果は著しく合理性を欠き違法と判断し、これを前提とする保護廃止も違法であるとして取消した。なお、熊本県が控訴し現在福岡高裁係属中である。

高木弁護士は、本件は、自力で貧困から脱出しようとする子どもの自立の問題であり、貧困の連鎖を断ち切る社会であるか否かを問う事件であると問題提起されました。



### 午後の部

午後は分科会形式はとらず、引き続き全体会（集中討議）とし、3つのテーマについて報告と議論がおこなわれました。

#### ○第1テーマ…生活保護基準について

いのちのとりで裁判全国アクション事務局長でもある事務局次長の吉田雄大弁護士から、「いのちのとりで裁判の現在地」と題した報告がありました。2013年におこなわれた、生活困窮者・生活保護利用者狙い撃ちといえる、①生活保護基準の引き下げ、②生活保護法「改正」、③生活困窮者自立支援法創設、これらの背景として、2012年春以降に吹き荒れた生活保護バッシングと、それを受けた自民党公約（生活保護を10パーセント引き下げる）があること、そして基準の引き下げが各世帯を直撃し、もつとも引き下げ幅の大きなケースでは、引き下げ前との比較で保護費が約4分の1も減らされるなどし、深刻な影響があったことが触れられ、これに対して全国29の都道府県で、1000人を超える原告により訴訟が提起されたことが説明されました。なお山口県では訴訟には至らなかったものの、審査請求運動が展開されたことが述べられました。引き下げに見合う需要の減少があり、引き下げ後の基準が健康で文化的な生活水準を維持するに足りるものであったとした厚生労働大臣の判断に違法がないかどうか裁判の争点であるところ、これまで地裁と高裁を含めて22の判決が出され、原告側の請求を棄却した判決（名古屋地裁、大阪高裁など）は、裁量

の幅を極めて広く取る、いつてみれば先祖返りの代わり映えしない内容である一方（なかには「受診料」コピペ判決も含まれる）、勝訴判決では、仔細に見れば違いはあるものの、違法とした理由の多くが、基準部会の議論を無視している点、物価の考慮の仕方ないしはデフレ調整の起点などを挙げて説明がなされました。

あわせて、裁判の現在地としては、ゆがみ調整、デフレ調整などの個別論点にとどまらない問題が生じていること、具体的には、国側の主張が変遷してきていることが指摘されました。すなわち、これまで国側は、生活保護受給世帯の可処分所得の実質的増加分、という言い回しを用いてきたところ、現在は、生活保護受給世帯の可処分所得の相対的実質的増加分、と「相対的」なる文言を付け加えてきており、さらには平成20年以降に生じた「一般国民との間の」不均衡の是正というように、論点ずらしともいえる主張の変遷がありながら、国側は、従前の主張を何ら変更していない、と強弁していることが説明されました。しかしながら、過去の被告自身の主張内容や、国会での政府参考人答弁、政府作成資料などによっても、こうした主張の根拠は見いだせないこと、近時の判決（奈良地裁、和歌山地裁、静岡地裁など）でも、国側の主張が実質的に否定されていることなどが指摘されました。

判決が目白押しであり、そもそも提訴以来10年を数え、原告のなかには亡くなられる方も出てくるなど（宮崎地裁では裁判が長引いていることについて裁判官から異例の言及があった）、いのちのとりで裁判の意義、意味についても言及がありました。

関連して、山口県生活と健康を守る会連合会事務局長の村田悦子さんから、山口県内の生活保護について、基準の引き下げの具体的な状況、保護利用者への生活実態アンケートなどについて説明がありました。アンケートでは、水光熱費の値上がりが見え、電気代をどうしても気にするため、涼しいところに日中は移動し、食料品も切り詰めて特売品に頼らざるを得ないといった実態が報告されました。

裁判との関係では、東京地裁原告の方が来場され、裁判所での意見陳述が予定されていることも含めた審理の現状、生活保護に対する世間の無理解、医療移送費の実態などについて訴えがありました。

まとめを兼ねた助言として、尾藤廣喜弁護士から、地裁レベルで11勝10敗となっている現状は、保護基準という生活保護の根幹にかかわる問題であることを考えると、まさに歴史的な状況であること、この間の暑さについては、そもそもクーラーのない家庭や、クーラーがあっても電気代を気にしてまともにつけられない家庭が実際にあることから、夏季加算の上積みが必要であり、全国会議からも厚生労働省へ要望が出されたことなどが指摘されました。当事者の声を聞かずに勝手に基準を改定していること自体が根本的な問題であって、その

意味でも、当事者（生活保護利用者）参加の必要性、透明性ある基準設定手続きの重要性が強調されました。

#### ○第2テーマ…自動車保有問題について

事務局次長の吉永純花園大学教授から、なぜ自動車保有がこれほど問題になるのかについて、るる報告がありました。現状では自動車の保有や利用は原則として認められていないが、地方では車が日常生活の足であること、とりわけ障害のある人にとつてはそうであること、世帯の自動車保有率は8割を超えており、生活保護で保有が容認される目安である7割を上回っていることなどが指摘され、自動車保有を否定する国や自治体を持ち出している根拠は、どれもよく考えると理由にならないこと（「高価であるから」↓自動車は5、6年で処分価値がなくなる、「維持費がかかるから」↓就労している場合は必要経費として基礎控除があるし、障害者加算などでもまかなえる、「社会通念だから」↓???もそも測定できない、「事故対策が必要だから」↓任意保険への加入を義務づければよいし、保険料も基礎控除などでまかなえる）、にもかかわらず自動車保有を拒否するのは、要は、生活保護利用者には自動車に乗るような生活を認めないという差別であること、自動車をとる



か生活保護をとるか、という二者択一を迫るのは、結局は地方での生活保護利用の制限となり、その「たが」を外すと地方での生活保護が増えてしまうから自動車保有を認めたくないのが厚生労働省の本音であろうことなどが指摘されました。あわせて、峰川訴訟（福岡）

や佐藤訴訟（大阪）などでの原告側の勝訴した事例の意義が説明されました。同時に、自動車保有をかたくなに拒み続ける厚生労働省の執念の例として、札幌市でいったん保有が容認されたところ、厚生労働省からの事務連絡で「注意喚起」が出され、保有否認に転じたケースが言及されました。

芦葉甫弁護士（三重）からは、自動車保有に関連して津地裁で2件の訴訟が進行中であることが報告されました（運行記録提出指導指示違反事件、見積書提出指導指示違反事件；いずれについても強引な保護停止がおこなわれ、裁判所への執行停止申立が認められている）。三重県の交通事情（公共交通機関、タクシーも含む）、意味の分からない被告の主張（自動車の保有を否認するのは「文明的な認識」？）、映像も交えた原告の様子などについて説明があり、自動車保有は生活保護においては喫緊の課題であつて、岐阜県関市でも同種の事例があるなど、他地域でも紛争の火種があること、そうであるからこそ是非とも勝訴判決を獲得し、全国の裁判に普及させたことの意欲が語られました。

斎藤隆弘弁護士（山口）からも、パーキンソン病を患っている保護利用者について、自動車保有が否認され、審査請求を経て争っているケースが報告されました。この種の紛争では、一般には課

長通知の要件該当性を問題にすることが多いが、課長通知の合理性自体を問題とすべきであること、生活保護を受けているくせに自動車に乗るなど生意気だといわんばかりの姿勢を突き崩していくべきことなどが触れられました。

山口県生活と健康を守る会連合会事務局長の村田悦子さんから、申請時の役員同席や、保有容認の働きかけなどについて、山口県下の現状が説明され、申請時に車の保有を認めない姿勢に行政は固執し、実際に申請を諦める場合もあること、市部での容認例は48件とある程度存在するものの、郡部で認められた例は1件とかなり厳しい状況であること、朝夕2便でもバスがあれば公共交通機関があるとされることが報告されました。山口でも公共交通機関の減便や廃止が相次いでいるため車の保有は必須である点、移送費の申請が手間もかかりC

Wの事務手続きも煩雑である点などについて言及があり、こうした問題も踏まえてしっかりと運動を展開していきたい旨、述べられました。

最後に竹下義樹弁護士から、生活保護に対する劣等処遇のあらわれがまさにこの課長通知であつてこの見直しを極めて重要であること、障害者の生活保護受給率は一般の保護率の約10倍であり、自動車保有が許されないことは移動の自由がまったく保障されないことを意味し、それだけに障害者運動としてもこの問題が重要であること、自動車保有

については運用のレベルだけではなく生活保護の本旨に基づいて問題を検討することが必要であることなどについて助言がなされました。



### ○第3テーマ…生活保護申請支援について

生活保護支援中国ネットワーク事務局長見之越常治弁護士（広島）から、生保ネット中国の活動について紹介がありました。フリーダイヤルでの電話相談が多くの場合は端緒となっており、実際に架電があつた場合、中国5県の登録法律科を紹介し、申請支援や審査請求などが問題になるケースでは面談による相談に切り替えることなどが説明されました。ネット開設から14周年となり、相談総計は1604件であり、うち生活保護受給者からは799件と全体の約半分を占めること、生活保護受給者からの相談が増えてきていることが触れられ、あわせて広島での状況について、

まずは生活が苦しいといった相談から始まるケースが多く、そこから生活保護の申請につながる場合がみられること、相談内容としては、収入認定、高額家賃、世帯分離、大学進学など、生活保護受給者からの相談が多くあることが説明され、ネットワークの存在意義、活動意義はまだあることが触れられました。

奈良県の生活保護行政をよくする会の赤山泰子さんから、奈良県内の生活保護のしおりチェックについての報告がありました。県内15福祉事務所の生活保護しおりをすべて調査し、改善を申し入れていること、そもそもは生駒市での

事件がきっかけであること、しおりには不備が多いこと（生業扶助が一時扶助になつている、居住用不動産まで処分するのが原則だとされている、アルバイト収入の扱いについて控除などの説明がない、ひどい例では生活保護は民生委員に申請すると書いている、もっとひどい例では友人知人に扶養してもらえとしている、など）を受けて、41項目からなるチェックリストを作成し点数化したことなどが説明されました。奈良県の保護担当課とも面談し、モデルとなるしおりを県として作成して福祉事務所に示すように要請活動をしていることや、ポイントが低かつた福祉事務所とも懇談し、記載が増えたり、高校生向けのしおりを別途つくったり、といった改善がみられることについても説明がありました。

ただししおりの記載の良否と保護率にはあまり相関関係はないことなど課題もあり、また今後の取り組みとしてはしおりの記載項目の内容だけでなく、イラストやレイアウトなどの工夫も入れて、読みよい、使いよいしおりにしておくことが必要であるとされました。

山口県生活と健康を守る会連合会事務局長の村田悦子さんから、山口県内の生活保護の状況、とりわけコロナ後も、相談件数、申請件数、保護開始件数はいずれもあまり増えていない現状が報告されました。相談支援の現場の実感としても、生活保護の利用は減少しているとのことです。いずれにしても、複雑な問題を抱えている場合が多く、ひとつひとつ問題を整理しながら、支援申請をおこなうことが重要であることが触れられ、支援の実例として、連休直前で福祉事務所

の動きが鈍いときに緊急で支援に入

ったケース、派遣契約が切れ、携帯電話も使えず、2週間ホームレス状態にあつた人が、市役所と不動産会社の間でたらい回しにされているところを支援したケースなどについて報告がありました。ちなみに宇部市の生活保護のしおりは、申請時と受給後でしおりを分けるなど、まあまあ出来がよい一方、県作成のしおりには生活保護は権利であるとの表記がなく、指摘して記載させたことが触れられました。

終わりに助言者の古川雅朗弁護士（奈良）から、多職種連携による市民活動の意義について言及がありました。奈良のよくする会はある自治体での問題事例がきっかけで専門職種（病院ソーシャルワーカー、生健会、地方議員、法律家など）が集まったことから始まったという経緯に触れたのち、しおりチェックに関して、福祉事務所の「ランキング」を作成したところ、ニュースバリューがあるのか報道機関の食いつきもよく、評価の低い自治体にとっては恥ずかしい話でもあるので、改善申し入れにも一定程度応ずるところがあつたことが指摘されました。生活保護の重要性がこれだけわかれており、市民にとって生活保護へのアクセスの端緒になるのがしおりであることからしても、しおりのチェックは社会をよくしていく活動としても評価できるのではないかと、市民団体として活動に取り組む意義が強調されました。

